

法人の運営並びに役員等の報酬規程

社会福祉法人 鶴松会

別 表 (二)

理 事・監 事・評 議 員 等 の 報 酬 規 定

(目 的)

第1条 この規定は、本法人の用務に供する理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員会委員（以下「役員等」）の旅費・日当・報酬（以下「報酬等」）を定める。

(報酬等)

第2条 前第1条の報酬等の金額は、以下の通りとする。

(1) 役員等が定款に定める理事会及び評議員会等に出席した場合。

旅 費 — 1,000円を支給（鶴田町内在住者）。2,000円を支給（鶴田町外在住者）。

日 当 — 7,000円を支給。

(2) 役員等が本法人の用務にて出張した場合は、旅費規程により支給。

(3) 役員等の業務報酬

① 理事長報酬 — 無報酬。

② 理事報酬 — 無報酬。

③ 業務執行役員報酬 — 無報酬。

④ 評議員報酬 — 無報酬。

⑤ 監事報酬 — 無報酬。但し、来園等し、監査の業務に当たった場合は、(1)の旅費・日当を支給する。

⑥ 評議員選任・解任委員会委員報酬 — 無報酬。但し、選任・解任委員会にあたる会議に出席した場合は、(1)の旅費・日当を支給する。